

後部座席でのシートベルト着用義務化など

# 改正道路交通法のあらまし

## 平成20年6月1日施行

### 後部座席のシートベルト着用

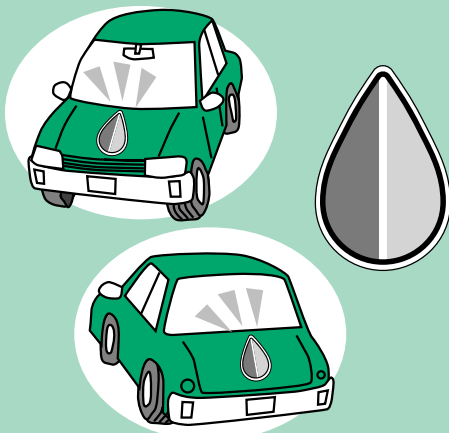
運転者、助手席同乗者だけでなく、後部座席などの同乗者のシートベルト着用が義務となり、運転者は自動車を運転するときに同乗者全員にシートベルトを装着させなければなりません。  
ただし、妊娠中やけがなどの理由で罰則が免除される場合があります。



違反点 / 1点

### 高齢運転者標識(もみじマーク)の表示

75歳以上の高齢運転者が、車の前と後ろの定められた位置に高齢者マークをつけることが義務化されました。  
また、75歳以上にならなくても、運転手や身体機能に不安を感じたら、すすんでつけましょう。



【表示違反】  
違反点 / 1点 反則金 / 4,000円  
【表示者に幅寄せ等をした場合】  
違反点 / 1点 反則金 / 6,000円

6月1日に改正道路交通法が施行され、「後部座席のシートベルト着用」、「75歳以上ドライバーの高齢者運転標識(もみじマーク)の表示」、「13歳未満の自転車乗車時のヘルメット着用」、「聴覚障害者ドライバーの聴覚障害者標識の表示」などが義務化されました。

### 自転車の歩道通行ルールが明確化

自転車は「子供や高齢者が運転する場合」や「車道通行が危険な場合」は歩道を通行できます。

- 子供：6歳以上13歳未満の児童  
又は、6歳未満の幼児
- 高齢者：70歳以上の方
- 車道通行が危険な場合
- 道路工事や連続した駐車車両のため、車道の左側通行が困難な場合など
- 自転車の交通量が多く、道路幅が狭いため、自動車との接触の危険がある場合など



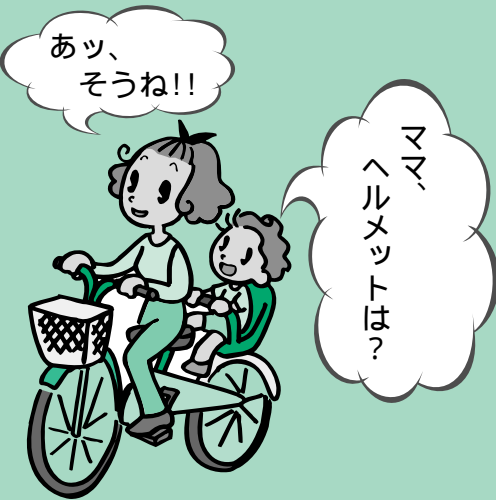
自転車は車道通行が原則であることに変わりはありません。

### 子どもの自転車乗車時ヘルメット着用

13歳未満の子供を自転車に乗車させるとき、保護者は乗車用ヘルメットを着用させるよう努めましょう。「乗車させる」とは・・・  
児童や幼児に自転車を運転させるとき

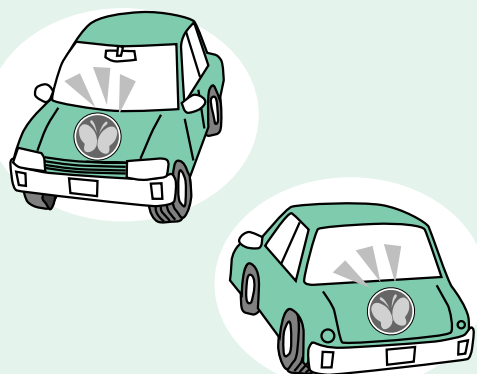


保護者等の自転車で補助いす等で幼児を同乗させるとき



### 聴覚障害者標識の表示

ワイドミラーの使用を免許条件として付された運転者が普通乗用車を運転するときは、その車に「聴覚障害者標識」を表示しなければなりません。普通自動車以外の車を運転したり、ワイドミラーを装着しないで運転した場合も違反です。  
また、「聴覚障害者標識」を表示した車に対して幅寄せや割り込みをしてはいけません。



【表示違反】  
違反点 / 1点 反則金 / 4,000円  
【表示者に幅寄せ等をした場合】  
違反点 / 1点 反則金 / 6,000円